

# 契丹国（遼朝）の于越について

武 田 和 哉

## はじめに

契丹国（遼朝）〔以下、契丹国と略称する〕は、北アジア遊牧民族である契丹族が中核となって10世紀初頭に成立した。その後北アジア世界において強大な勢力を保持するとともに、漢地の一部である燕雲十六州も獲得するなど、広大な領域を形成することに成功した。ただし、その背景には、多くの漢人の存在および諸活動・寄与などがあり、このことを考慮すれば、契丹国の建設とは契丹族が完全に独力でなしえた結果として評価することはできない<sup>1)</sup>。

契丹国はその成立時点では、支配階層たる契丹人の政治制度を色濃く残した官制を有していたが、時代の経過とともにそれらには変化がみられ、太宗朝には中華的な職官名が採用されたり、さらにはその後の燕雲十六州の獲得などが大きな転換点となって、南北二元（重）官制が導入される等の経過をたどり、結果として中華帝国に伍する政治的体裁が整えられるに到った<sup>2)</sup>。

しかしながら、一方では依然として契丹固有の官制が存続していたことも事実である。本稿で論じる于越も、契丹国成立以前の官制に淵源を発する職官であったが、契丹国では名誉的な職官とされている。かかる制度が、なぜ契丹国の成立から末期に到るまで存続し得たのかという問題は、契丹国の政治構造の特質とも大きく関連しているように思われることでもあり、本稿では先学の研究などを振り返りつつ、新たな視点から于越の歴史的経過と特質について論じることとしたい。

## I 于越の研究史、およびその語源と職掌に関する試探

契丹国の于越に関する研究は、現在までにそれほど多くなく、主要なものとしては島田正郎や何天明の言及などがあるのみである<sup>3)</sup>。このうち、何2004は、『遼史』各所にみえる任用事実の羅列と、百官志などの記述を元にした平易な概観に留まる。また、何2006は顕著な事例を中心に踏み込んだ検討をしているものの、基本的には前論文の内容を大きく超えるものではない。

これに対して、島田の論攷は史料の照合等を通じて事例の分析を行い、最終的に契丹国の于越という職官の占める史的位置付けについても言及しているという点では、基礎的考察と呼ぶにふさわしい内容である。ただし、その分析の対象が于越だけに留まり、主として契丹国における于越制度が成立していく経過と大いに関係があるとみられる建国当初の事情・経緯の分析に多くの主眼が費やされてしまい、北面官制全体の中での于越が果たした役割や歴史的変化などの分析にまでは到達し得ていないように思われる。

さて、この「于越」という名称については、当然にして漢語に由来するものとは考えられない。『遼史』卷百十六・國語解には、

于越。貴き官なり。職とする所無し。其の位は北・南大王の上に居る。功德を有すること

非ざる者には授けず<sup>4)</sup>。

と見える。

また、職掌などに関する手掛かりをひろうと、『遼史』卷四十五・百官志一には、

大于越府。職掌無し。百僚の上に班す。大いに功德を有するところに非ざる者には授けず。遼国の尊き官にして、猶お南面に三公の有るがごとし。太祖は、遙輦氏の于越たるを以て禪を受けたり。遼の世を終えるに、于越を以て重き名を得たる者は三人なり。耶律曷魯、屋質、仁先なり。之を三于越と謂う<sup>5)</sup>。

とある。さらに、同卷・百官志一の序には、

于越は坐して論議し、以て公師に象す<sup>6)</sup>。

ともみえる。

一方、『契丹國志』卷二十三・兵馬制度条には、

其の諸大首領なる太子偉王、永康、南北王、于越、麻答、五押等、大なる者は千余騎、次なる者は数百人、皆私甲なり<sup>7)</sup>。

ともみえ、于越の麾下に少なからず兵員が居たことを記す。ただし、この記事はその内容からして、太宗朝の様相と考えられる<sup>8)</sup>。詳細はまた後段で論じることとなるが、この時期に于越であった者は、恐らく耶律注か耶律魯不古のいずれかとみられ、この記事の末に「私甲なり」とあることからすると、于越の麾下にある兵員というよりは、当時のこれらの人物の麾下に属した兵員の数や様相を平叙した可能性がある。特に、契丹国の初期においては、部族制度の名残をかなり色濃く残していたと考えられるから、こうした私甲の存在が特に奇異ということではなく、従って于越の官衙に隸していた兵員を示す記事として理解できるかどうかは確定できない。

これらのことからみると、契丹国における于越が有徳者を以て任用し、特に具体的な職掌を持たない名誉職的な職官であったことがほぼ察せられる。

一方で、『遼史』に現れる于越の事例が全て同一のものと見なすことができないのも事実であり、例えば、『遼史』卷四・太宗本紀下・会同四（941）年条においては、

特に回鶻使の闊里に于越を授く。并せて旌旗・弓劔・衣馬を賜う。余は賜うに差有り<sup>9)</sup>。

とあり、回鶻使に対して特授したことを記す。また、『遼史』卷十三・聖宗本紀四・統和八（990）年条に

阿薩蘭回鶻于越・達刺干各々使を遣わして来貢す<sup>10)</sup>。

ともみえる。島田は、この記事については、阿薩蘭回鶻の于越やその被官たる達刺干の入貢を伝えたものという見解を示してはいるものの、それ以上の考察には及んでいない。

これらの記述からすると、前者の会同四年条の記述は、契丹国側からの于越を受けたことが確認されるが、後者の統和八年条の記述からは、契丹国から授けたかどうかは確認できない。『遼史』ではこれ以上の記述はないので、あるいは前掲の事例同様である可能性もあるが、あるいは回鶻の社会の中に既に于越あるいはそれに対応する官名・称号のような名称が存在している可能性を検討する必要がある。

ここで、契丹国の固有の官制を色濃く留める北面官制に視点を転じると、于越以外にも惕隱、夷離畢などの職官があり、さらに太宗朝に大王と改称された北院大王や南院大王も、かつては夷離婁と呼ばれていたものである<sup>11)</sup>。一方では宰相という中華的な名称も存在するので、すべての職官の起源が特定の国家・政権の文化から影響されたものではないにしても、その多くはかつて契丹がそ

表1 北アジア遊牧国家における称号・官名

| 鮮卑               | 柔然                | 突厥〔突厥碑文音価〕                                                                            | 回鶻                                    | 契丹〔国〕                                                    |
|------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 可寒（君主）<br>惠勳（宗室） | 可汗（君主）<br>可賀敦（后妃） | 可汗（君主）〔qayan〕<br>可敦（后妃）〔qatun〕<br>特勤（宗室）〔tegin〕<br>俟斤（部の長）〔irkin〕<br>達干（行政幹部）〔tarqan〕 | 可汗（君主）<br>可敦（后妃）<br>特勤（宗室）<br>俟斤（部の長） | 可汗（君主）<br>可敦（后妃）ほか<br>惕隱（皇族の政教の長）<br>夷離堇（部の長）<br>達刺官（県官） |

の支配下にあった突厥などの北方遊牧国家の官制の中にも共通性のある称号・官名が見出しうるの  
であって、これらについては、私見も含めて下記の表にまとめた<sup>12)</sup>。

このようにみると、君主・后妃の称号については既に明確ではあるが、他の名称についても、そ  
れが称号か職官名かという問題はあるが、その意味や用法にはかなりの共通性が看取されることは  
明白である。

ただし、こうした予察に基づいて、契丹国の于越に類する名称を探索したところ、完全に一致し  
そうな事例こそ見出し得ないものの、可能性が高いものとして「頡于迦斯」の事例がある。たとえ  
ば『新唐書』巻百四十二上・回鶻伝上の建中二（781）年条には、

明年、（源休は）乃ち行きて、因りて突董等の四喪を帰せしむ。突董は可汗の諸父なり。源休至  
るに、可汗は大臣をして車馬を具して出て迎えしめ、其の大相の頡于迦斯は踞坐して、休等の  
突董の殺せし事を責めたり<sup>13)</sup>。

とみえ、また『舊唐書』巻十三・徳宗本紀下・貞元六（794）年条には、

是の歳、吐蕃は我が北庭都護府を陥れ、節度使楊襲古は西州に奔る。迴紇の大相頡于迦斯は襲  
古を絀き、請合いて軍收め北庭に復し、乃ち襲古を殺す<sup>14)</sup>。

と、この者の名がみえる。さらには、『舊唐書』巻十八上・武宗本紀・会昌元（841）年の記事には、  
八月、迴鶻の烏介可汗は使を遣わして難を告げ、言うらく、…〔中略〕… 烏介は又た其相  
頡于迦斯をして上表せしめ、天徳城を借りて以て公主を安んじ、仍ち糧を乞いて牛羊を儲え供  
給せり<sup>15)</sup>。

とも見えることに注目したい。この「頡于迦斯」とは、これらの史料を見る限りでは個人的な名称  
である可能性を完全に排除できないが、これらの記事の最も早い時期と遅い時期とでは約 60 年の  
差があるから、同一人物の個人名であったと理解するにはやや困難かもしれない。むしろ、古代チュ  
ルク語によれば、「頡于迦斯（il-ügäsi）」は「国の栄光」と訳出できるところでもあるから<sup>16)</sup>、意味  
的には称号か官名の可能性が高いとみられる。

そして、この語より国の意味の部分である「頡（il-）」を取り去れば、于越〔中古音 *γiu-γiwat*〕<sup>17)</sup> と  
音価は近接し、意味的にも前述の『遼史』の記述が示す契丹国の于越の位置付けともほぼ同じような  
内容となる。加えて、近年調査がなされたモンゴル国ハラ・バルガスン碑文はウイグル時代のもの  
とされ、ソグド文字とルーン文字が刻まれているが、そのうちソグド文字の中に人名に続いて「üga」  
という表記が見えるくだりがある<sup>18)</sup>。

『舊唐書』・『新唐書』が記す「頡于迦斯」や、カラ＝バルガスン碑文に見える「üga」が、称号か官  
名かあるいは個人名かという問題はあるが、于越の語源を復元する上では有力な示唆であると考えら  
れる。

『遼史』に見える于越の記述は下記のとおりである。ただし、契丹国成立以前の事項と思しきものは割愛した。

また、上記のわずかな事例であるにせよ、こうした事例が契丹国成立以前のウイグルの中に見いだせることも重要である

これらのことを踏まえつつ、次節以降では事例の分析と再検討を行うこととしたい。

## Ⅱ 于越の事例の分析

『遼史』に見える于越の記述は下記のとおりである。ただし、契丹国成立以前の事項と思しきものは割愛した。

### ① 『遼史』 卷百十二・耶律割底伝

太祖将に即位せんとするに、割底に譲らんとす。割底曰く、皇帝は聖人にして、天の命ずる所に由るなり。臣豈に敢えて当たらんやと。太祖は命じて于越となす<sup>19)</sup>。

### ② 『遼史』 卷一・太祖本紀上・神冊元（916）年条

春正月丙辰、迭剌部夷離堇曷魯を以て、阿廬朶于越と為す<sup>20)</sup>。

### ③ 『遼史』 卷七十三・耶律曷魯伝

太祖既に礼を備えて冊を受く。曷魯を拝せしめるに、阿魯敦于越と為さしむ。阿魯敦は遼の言の盛んなるの名なり<sup>21)</sup>。

### ④ 『遼史』 卷四・太宗本紀下・会同五（942）年条

二月壬辰…〔中略〕… 詔して、明王隈恩を以て、于越信恩に代えて西南路招討使と為す<sup>22)</sup>。

### ⑤ 『遼史』 卷七十六・耶律魯不古伝

耶律魯不古、字は信寧、太祖の従姪なり。…〔中略〕… 天祿中、于越を拝す<sup>23)</sup>。

### ⑥ 『遼史』 卷七十七・耶律注伝

耶律注。字は敵輦、…〔中略〕… 世宗即位す。宮戸五十を賜り、于越を拝す<sup>24)</sup>。

### ⑦ 『遼史』 卷八・景宗本紀上・保寧元（969）年条

十一月乙巳…〔中略〕… 北院大王屋質、于越を加す<sup>25)</sup>。

### ⑧ 『遼史』 卷七十七・耶律屋質伝

応暦五年、北院大王と為り、山西の事を総べる。保寧初、…〔中略〕… 功を以て于越を加す<sup>26)</sup>。

### ⑨ 『遼史』 卷九・景宗本紀下・乾亨二（980）年条

十二月庚午朔、休哥于越を拝す<sup>27)</sup>。

### ⑩ 『遼史』 卷十・聖宗本紀一・統和元（982）年条

春正月…〔中略〕… 丙子于越休哥を以て、南京留守と為す。仍ち南面行營総管の印綬を賜い、辺事を総べしむ<sup>28)</sup>。

### ⑪ 『遼史』 卷七十一・后妃伝・景宗睿知皇后条

景宗崩ず。…〔中略〕… 于越休哥に委ねるに南辺の事を以てす<sup>29)</sup>。

### ⑫ 『遼史』 卷十・聖宗本紀一・統和元（983）年条

五月癸亥、于越休哥の南院に在りしに吏人を用いるの過ぎたるを以て、南大王に詔して、相い循環すること母からしむ<sup>30)</sup>。

- ⑬『遼史』卷十・聖宗本紀一・統和元（983）年条  
冬十月…〔中略〕… 乙未、以て燕京留守于越休哥言うらく、毎歳諸節度使は貢献すること、契丹の官例の如し。鞍馬を進めるを止むは、之に従う<sup>31)</sup>。
- ⑭『遼史』卷十一・聖宗本紀二・統和四（986）年条  
六月…〔中略〕… 丙寅、太尉王八の俘とせし所の生口を以て、趙妃及び于越迪輦の乙里婉に分賜す<sup>32)</sup>。
- ⑮『遼史』卷十二・聖宗本紀三・統和六（988）年条  
六月…〔中略〕… 乙酉、夷離堇阿魯勃沙州節度使曹恭順の還るを送るに、于越を授く<sup>33)</sup>。
- ⑯『遼史』卷十二・聖宗本紀三・統和七（989）年条  
三月…〔中略〕… 戊午、于越宋国王に賜うに、紅珠筋線もてす。命じて神帳に入内せしめ、再生礼を行わしむ。皇太后に物を賜ること甚だ厚し<sup>34)</sup>。
- ⑰『遼史』卷十九・興宗本紀二・重熙十二（1043）年条  
八月…〔中略〕… 庚申、于越耶律洪古薨ず<sup>35)</sup>。
- ⑱『遼史』卷九十五・耶律弘古伝  
（重熙）十三年、于越を加す<sup>36)</sup>。
- ⑲『遼史』卷八十三・耶律休哥伝  
二子あり。…〔中略〕… 高十は于越に終われり<sup>37)</sup>。
- ⑳『遼史』卷六十六・皇族表  
于越高十<sup>38)</sup>。
- ㉑『遼史』卷九十六・耶律仁先伝  
咸雍元（1065）年。于越を加す。改めて遼王に封ず<sup>39)</sup>。
- ㉒『遼史』卷二十四・道宗本紀四・大康五（1079）年条  
三月…〔中略〕… 壬辰、北院樞密使・魏王耶律乙辛を以て知南院大王事とし、于越を加す<sup>40)</sup>。
- ㉓『遼史』卷二十七・天祚本紀一・乾統元（1101）年条  
北院樞密使耶律阿思、于越を加す<sup>41)</sup>。
- ㉔『遼史』卷九十六・耶律阿思伝  
道宗崩じ、顧命を受けて、于越を加す<sup>42)</sup>。

『遼史』によるところでは、以上が契丹国の于越として可能性の高い記事であるが、このうち同一人物の記載も含まれている。また、いくつか考証の必要な事例もあり、その多くは島田正郎の研究において論じられているところであるので、重複するものは敢えて避けるが、島田が判断を誤っている事例や、その後の新出史料等の出現や研究等の進展により見解が修正されるべき事例については、以下にその内容を列挙した。

- ① 耶律割底は、島田論文では、契丹国成立以前の事例に分類されているが、この記述内容からすれば、太祖受冊の後なので、事例として含めるべきである。
- ④・⑤ この于越信恩と耶律魯不古（字信寧）とは、島田の論じるように同一人物である可能性が高いとみられる。
- ⑥・⑭ 島田は、⑭の事例については、迪輦乙里婉なる人物とみなし、「迪輦乙里」が耶律・蕭以

外の姓であるのではないかと推測するが、近年の墓誌史料などからみて、乙里婉とは、契丹国の高位の人物の夫人の名称と考えられている<sup>43)</sup>。となると、ここは「迪輦の乙里婉」と解釈することができ、前述の「趙妃」の件とともに文意も通るようになる。また、この「迪輦」とは、恐らく⑥の耶律注の字である「敵輦」の別の音写とみられるから、⑭は世宗朝頃に薨去した耶律注の未亡人らに対する手当の措置として解釈すべきであろう。

- ⑮ 島田は、この事例については、近隣の入貢国の内部の官制にある于越ではないかとし、契丹国の于越とは峻別すべきであるとしている。島田の主張は明確な根拠に基づいていないが、この事例が本稿で論じる于越とは別の存在であるという結論では、筆者と島田の見解とは一致している。

なお、前節において、回鶻の頡于伽斯と于越との関連性について指摘したが、もしもこうした推測が成立するのであれば、于越とは語源を同じくする称号が、契丹国と同時代における北アジアや中央アジアの諸民族の社会の中にも存在した可能性があるかもしれない。

- ⑰・⑱ 双方の史料が個別に伝える死亡時期と任用時期に矛盾がある点については、些か問題があるのは事実であるが、島田が指摘するように、「耶律弘古」と「耶律洪古」は同一人物である可能性が高い。特に、『遼史』においては、「弘」と「洪」の字は取り違えられている例があり、例えば、道宗皇帝の諱について、『遼史』の表記では「洪基」で統一されてしまっているのに対して、出土した哀冊により「弘基」であることが確認できているような有様である<sup>44)</sup>。

- ⑳ 耶律仁先の于越の事例は、『遼史』の中では2箇所においてのみ知られるところであり、島田論文では基本的に仁先の于越任用の事実を肯定する見解を示しつつも、いくつか補証を試みている。これについては、近年本人の墓誌が出土し、その内容から彼が于越であったことは確認された<sup>45)</sup>。ただし、彼の出自については、『遼史』では彼が孟父房の血統であるとしているのに対して、墓誌では太祖伯父の釈魯の子孫である旨が書かれているので、これに従うならば仲父房の出自ということになる。

- ㉒・㉓・㉔ 双方の事例について、島田はその事実を認めつつも、例外的な任用との見解を提出するが、それは適当ではない。むしろ、これらの者が于越を任用している事実の背景を明らかにし、その史的意味を考察することが肝要であると考ええる。

また、島田は耶律乙辛と阿思については、『遼史』巻二十三・道宗本紀三・大康三（1077）年条に、詔して、北院枢密使・魏王耶律乙辛と同母大奴・同母弟阿思をして、世に北・南枢密の選に預からしむ。その異母諸弟は世に夷離堇の選に預からしむ<sup>46)</sup>。

とあることからして、ここで乙辛の同母弟という阿思と、于越の耶律阿思とを同一人物とみなして論じているが、同姓同名の可能性を完全に排除できないので、論拠が薄弱であることを指摘しておきたい<sup>47)</sup>。

以上、整理され抽出された11事例について、その傾向や特徴をまとめると下記の通りであり、再度事例を整理すると表2の如くなる。

- A いずれも、耶律姓契丹人の人物が任用されている。（耶律姓を賜姓された漢人の事例はない）
- B いずれも、迭剌部またはそれが分割された五院・六院部に関係のある人物である。
- C 太祖の直系子孫である宗室からは任用例がみつからない。
- D 乏しい史料による限りでは、複数の者が同時に于越に任用されていたことを示す明確な形跡がない。

E 契丹国の各皇帝の時代において、概ね任用される傾向にあるが、強いて空白期を指摘するなら、穆宗朝と聖宗朝中期以降があげられよう。

F 興宗朝以降の事例の史料には、「加于越」の表現が多く見られ、他の職官に任用されているところに于越を加官した事実も確認される。

以上のことが指摘しうるが、それではこれら任用者の経歴を出来る限り探り、于越任用までの官歴とそれ以降の経歴について調べて整理すると、表3の如くなる。

これを見ると島田が既に指摘しているように、迭剌部夷離堇あるいはその後身である北院夷離堇（のち大王と改称）・南院夷離堇（のち大王と改称）を経験した者が多く任用されていることが看取さ

表2 契丹国時代于越の事例（『遼史』に基づく）

| 番号 | 皇 帝   | 姓名・出自      | 典拠・摘要   |
|----|-------|------------|---------|
| 1  | 太祖    | 耶律割底（六院皇族） | 史料①     |
| 2  | 太祖    | 耶律曷魯（六院皇族） | 史料②・③   |
| 3  | 太宗    | 耶律魯不古（仲父房） | 史料⑤     |
| 4  | 世宗    | 耶律洼（仲父房）   | 史料⑥・⑬   |
| 5  | 景宗    | 耶律屋質（孟父房）  | 史料⑦・⑧   |
| 6  | 景宗～聖宗 | 耶律休哥（仲父房）  | 史料⑨～⑬   |
| 7  | 興宗    | 耶律弘古（孟父房）  | 史料⑰・⑱   |
| 8  | 興宗    | 耶律高十（仲父房）  | 史料⑭・⑲・⑳ |
| 9  | 道宗    | 耶律仁先（仲父房）  | 史料㉑     |
| 10 | 道宗    | 耶律乙辛（五院部人） | 史料㉒     |
| 11 | 天祚    | 耶律阿思（六院皇族） | 史料㉓・㉔   |

表3 于越任用者の経歴

| 番号 | 姓名    | 于越任用以前の主な経歴                                                                     | 于越在任期間    | 于越任用以降の経歴      |
|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------|
| 1  | 耶律割底  | 迭剌部夷離堇                                                                          |           |                |
| 2  | 耶律曷魯  | 迭剌部夷離堇                                                                          |           |                |
| 3  | 耶律魯不古 | 林牙 監修国史 西南辺大詳穩                                                                  |           | 北院大王           |
| 4  | 耶律洼   | 惕隠 北院大王                                                                         |           |                |
| 5  | 耶律屋質  | 惕隠 北院大王 総山西事                                                                    |           |                |
| 6  | 耶律休哥  | 惕隠 北院大王                                                                         |           | 宋国王            |
| 7  | 耶律弘古  | 北院大王？ 惕隠 南府宰相 南院大王                                                              |           | 武定軍節度使         |
| 8  | 耶律高十  | 北院大王 南院大王 南府宰相 南京統軍使                                                            |           |                |
| 9  | 耶律仁先  | 北面林牙 北院枢密副使 契丹行宮都部署 北院大王 知北院枢密使 東京留守 呉王 南院枢密使 南京兵馬副元帥 北院大王 南院枢密使 許王 尚父 宋王 北院枢密使 | 遼王・北院枢密使？ | 南京留守 晋王 西北路招討使 |
| 10 | 耶律乙辛  | 北院同知 枢密副使 南院枢密使 知北院 趙王 北院枢密使 魏王                                                 | 知南院大王事    | 混同郡王 知興中府事     |
| 11 | 耶律阿思  | 契丹行宮都部署 北院大王 北院枢密使 監修国史                                                         | 北院枢密使     | 尚父 趙王          |

れる。とりわけ北院大王経験者が目立ち、前身の迭剌部夷離堇と併せた事例数は11例中9例、また于越の後で任用されている耶律魯不古の例を含めると、例外は耶律乙辛の1例のみとなろう<sup>48)</sup>。

また、事例番号9と11の2例については、枢密使在職の時の任用またはその可能性が高い事例であり、于越以外の兼職が確認される。

このような経歴に着目して分類すると、概ね3範疇にまとめることが可能と考えられる。

a 「迭剌部夷離堇」職を経験後の任用

例 耶律割底、耶律曷魯

b 「北院大王」のほか、「惕隱」「南府宰相」「南院大王」等のいずれか、または複数の職官の経験者の任用（耶律魯不古は先に于越に就任）

例 耶律魯不古、耶律洼、耶律屋質、耶律休哥、耶律弘古、耶律高十

c 上記bに加えて「北院枢密使」職を経験後の任用、または在任中の兼任

例 耶律仁先<sup>48)</sup>、耶律乙辛、耶律阿思

そして上記の分類は、奇しくもそのまま時期的な分類ともなっていく。すなわち、a類は太祖朝、b類は太宗～道宗朝前半、c類は道宗朝後半期以降、の事例である。

こうした結果から見る限り、于越の職位への要件は時間の経過とともに変化していることが充分推察される。その背景については、次節では契丹国の官制全体の俯瞰を行いつつ、考察することとしたい。

### Ⅲ 于越およびその他の非常設の顕貴な職官位の総合的考察

実は、契丹国の官制の中には、于越以外にも名誉的な色彩の強い、あるいは非常設の顕貴な職官が存在している。管見の及ぶ限り、それらを摘出すると下記の通りである。

a 兼領〔判・知〕北・南枢密院事

β 天下兵馬大元帥

γ 大丞相

δ 総〔摂・知・聴〕軍国事

これらについては、まず『遼史』に見える事例について収集しそれぞれ表4～7にまとめた。

表4 「兼領〔判・知〕北・南枢密院事」の事例

|   | 姓 名  | 皇帝 | 摘要                                            |
|---|------|----|-----------------------------------------------|
| 1 | 耶律宗真 | 聖宗 | 太平十（1030）任用「判北南院枢密使事」 太平十一（1031）年即位（興宗）       |
| 2 | 耶律重元 | 興宗 | 重熙七（1038）任用「判（歴a）北南院枢密使事」、清寧九（1063）年謀叛、死c）    |
| 3 | 耶律弘基 | 興宗 | 重熙十二（1043）任用「知（総b）北南院枢密使事」、重熙二十四（1055）年即位（道宗） |
| 4 | 耶律 濬 | 道宗 | 大康元（1075）任用「兼領北南院枢密使事」、大康三（1077）年殺害           |
| 5 | 耶律延禧 | 道宗 | 大安七（1091）任用「総北南院枢密使事」、寿隆七（1101）年即位（天祚）        |

表注 a)『遼史』巻二十一・道宗本紀一の記述 b)『遼史』巻六十四・皇子表の記述

c) 耶律重元の後、耶律弘基（のちの道宗）が重熙十二（1043）年に任用されていることが確認されるが、重元が離任した記事は見あたらない。さりとて、両者が同時に任用されたとも考えにくく、弘基の任用の際またはそれ以前に重元は離任したと想定する。

表5 「天下兵馬大元帥」の事例

|   | 姓 名   | 皇帝 | 摘要                                              |
|---|-------|----|-------------------------------------------------|
| 1 | 耶律 堯骨 | 太祖 | 天贊元（922）年任用「為天下兵馬大元帥」、天顯元（926）即位（太宗）            |
| 2 | 耶律 李胡 | 太宗 | 天顯五（930）年任用「皇太弟兼天下兵馬大元帥」、大同元（947）「遷祖州」          |
| 3 | 耶律 弘基 | 興宗 | 重熙二十一（1052）年任用「為天下兵馬大元帥知惕隱事」、重熙二十四年（1055）即位（道宗） |
| 4 | 耶律 重元 | 道宗 | 清寧二（1056）年任用「皇太叔為天下兵馬大元帥」、清寧九（1063）年謀叛・死        |
| 5 | 耶律 延禧 | 道宗 | 大安七（1091）任用「為天下兵馬大元帥総北南院樞密使事」、寿隆七（1101）年即位（天祚）  |
| 6 | 耶律和魯幹 | 天祚 | 乾統元（1101）任用「為天下兵馬大元帥」、乾統十（1110）年薨去              |

表6 「大丞相」の事例

|   | 姓 名  | 皇帝 | 摘要                                       |
|---|------|----|------------------------------------------|
| 1 | 趙 延寿 | 太宗 | 大同元（947）年任用「大丞相兼政事令樞密使中京留守」、天祿二（948）年薨   |
| 2 | 高 勲  | 景宗 | 保寧三（971）年以降任用「大丞相高勲」、保寧八（976）年「除名」（詳細不明） |
| 3 | 韓 德讓 | 聖宗 | 統和十九（1001）年任用「賜大丞相」、統和二十九（1011）年薨去【耶律隆運】 |

表注 上記以外に、薨去後の追贈として、蕭孝穆（国舅族・重熙十二年）と蕭知足の事例がある。

表7 「総〔摂・知・聴〕軍国事」の事例

|   | 姓 名  | 皇帝    | 摘要                         |
|---|------|-------|----------------------------|
| 1 | 耶律曷魯 | 太祖    | 907 年「（太祖）即皇帝、命曷魯総軍国事」     |
| 2 | 太祖皇后 | 太祖～太宗 | 天顯元（926）年任 「太祖崩、皇后称制、摂軍国事」 |
| 3 | 景宗皇后 | 景宗～聖宗 | 乾亨四（982）年任 「隆緒即位、軍国大事聴皇后命」 |

これらの各事例から帰納的に看取・指摘しうる内容については、下記の如くである。

α 兼領〔判・知〕北・南樞密院事

基本的には、聖宗朝の後半の段階で導入された制度で、皇太子または皇太弟・皇太叔など、皇位継承者などを以て任用している。当然にして、出自は宗室の者に限られる。この職位に在任する人物が居る時期中であっても、時の政権の有力者等をして北院樞密使や南院樞密使などへ任用されている実態が既に明らかであるので<sup>49)</sup>、恐らく実質的な権能はそれらの者の担当するところであり、この職位は皇帝を嗣ぐべき立場の人物をしてそれを総括させる体裁を整えるねらいがあったのではないかと見られる。このようなことからすると、本職も実態としては名譽的なものであった可能性が高い。

β 天下兵馬大元帥

時期的には、太祖・太宗朝の事例と、聖宗朝以降の事例とに大別される。ただ、いずれの事例にしても、皇太子・皇太弟など、皇帝の近親者で皇位継承者の候補とされた者に限られている。また、聖宗朝以降では前述の「兼領〔判・知〕北・南樞密院事」に任じられた者の多くが任じられる傾向にあるが、完全に一致していた訳ではない。この職官についても、どれだけの実質的な権限が存在したのかは不明確であるが、『遼史』卷四十六・北面軍官の条に、

天下兵馬大元帥府。太子、親王をして軍政を総べしむ。

天下兵馬大元帥。

副元帥<sup>50)</sup>。

という規定がみられる。この点、前述の兼領〔判・知〕北・南樞密院事の場合は、『遼史』百官志の中には特に規定が見あたらない点とは対象的である。恐らく、戦役時などに必要に応じて置く職官として建国初の頃より制度的に整備されていた可能性が高い。ただし、対中華の戦役が頻繁であった太祖・太宗朝の事例と、澶淵の盟以降の和平時代の事例である聖宗朝以降のものとは、当然にしてその意味合いや実質的な権能も異なっていたとみられる。

#### γ 大丞相

契丹国を通じて5例あり、うち2例は薨去後の追贈である。生前に就任した事例は、趙延寿、高勲、韓德讓（のちに賜姓されて耶律隆運）といずれも漢人であり、しかも契丹国前半期の事例であるのに対し、追贈の2例は蕭孝穆、蕭知足の契丹人であって、しかも契丹国の後半期の事例である。なお、『遼史』百官志の中に本職に関する記載は見あたらない。

#### δ 総〔摂・知・聴〕軍国事

3事例のうち、皇帝崩御などの非常時において、皇后が称制すなわち天子の政務を代行したことを指す事例が過半を占める。これらの2例は、たしかに非常時の事ではあるが、本項で扱う名誉的な職官とは本質的に異なっていよう。ただし、耶律曷魯の例は少し分析をしておく必要がある。太祖との特別な信頼関係と論功行賞により任用されたとみられる。その実態は定かではないが、『遼史』卷一・太祖本紀上に、

明年（903）年…〔中略〕…遂に太祖をして于越を拜せしめ、軍国の事を総知せしむ<sup>51)</sup>。とある。つまり、建国以前の于越は軍国の事を総知する立場にあったということを示すものとみられるが、太祖の即位に伴い、耶律割底が于越となり、その次に于越となる耶律曷魯が「総軍国事」となったのは、あるいはこの建国前後の政治的経緯や様相を引き継いでいた可能性がある<sup>52)</sup>。一方で、上記3事例のほかに、類似した職官名の事例として蕭海瓌の事例がある。蕭海瓌は穆宗期の人物で、『遼史』卷七十八・蕭海瓌伝には、

上は近戚なるを以て、その勤篤なるを嘉とし、北府宰相の選に預かるを命ず。之の頃、軍国の事を総知す<sup>53)</sup>。

とある。ところで、この「総知軍国事」は、些か紛らわしい表記の問題ではあるが、『遼史』卷四十五・百官志一の北・南宰相府の条に、

北宰相府。軍国の大政を佐理するを掌る。…〔中略〕…

北府右宰相。

北府左宰相。

総知軍国事。

知国事。

南宰相府。軍国の大政を佐理するを掌る。…〔中略〕…

南府右宰相。

南府左宰相。

総知軍国事。

知国事<sup>54)</sup>。

とみえ、北・南宰相府の内部の職官として記述されている。ただし、宰相府の実態については、これまでの研究においてはこの記載のように北・南府の内部にさらに左右の宰相の職位があったことは明確に確認されている訳ではない。また、総知軍国事についても、蕭海瓊の事例のみであり、詳細は不明確ではあるが、前掲の巻七十八・蕭海瓊伝の記述とも併せて考察すれば、この事例は太祖や耶律曷魯の事例とは異なり、北宰相府内の「総知軍国事」である可能性が高い<sup>55)</sup>。また、このほかに、耶律屋質が「知国事」となった事例がみえること<sup>56)</sup>も付言しておく。ただし、「知国事」の事例もこの例のみであり、その実態は不明である。

以上の職官に、本稿で扱う于越も併せて、各事例の任用時期について、史料等より可能な限り復元すると、表8の通りとなる。

表8 非常設の顕貴な職官位の各任用事例とその時期

| 皇帝    | 皇太子（弟・叔）                                | 兼領北南院樞密使                     | 天下兵馬大元帥                          | 于越                           | 大宰相                     | 総軍国事                         |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 907   |                                         |                              |                                  | 耶律割底 907-913 頃？              |                         | 耶律曷魯907-総軍国事                 |
| 太祖    | 耶律倍 916 冊<br>926.2 人皇（東丹）王              |                              |                                  | 耶律曷魯 916-918 薨               |                         |                              |
| 926.7 |                                         |                              | 耶律堯骨（太宗）922<br>任～ 926.7 皇帝即位     |                              |                         | 太祖淳欽皇后926.7撰軍<br>国事(称制・撰軍国事) |
| 太宗    | 耶律李胡930冊～947遷                           |                              | 耶律李胡930任～947遷                    | 耶律信恩（魯不古？）<br>942 在任？        |                         |                              |
| 947   |                                         | 【北・南院樞密使制度・導入】               |                                  | 耶律注 947 頃 -                  | 趙延寿 (947 任 -948 薨)      |                              |
| 世宗    |                                         |                              |                                  | 耶律魯不古 天祿<br>(947-951) 間 任？   |                         |                              |
| 951   |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |
| 穆宗    |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |
| 969   |                                         |                              |                                  | 耶律屋質969叙-973薨                | 高勳 (971以降任-976除名)       |                              |
| 景宗    |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |
| 982   |                                         |                              |                                  | 耶律休哥980叙-998薨                |                         | 景宗睿知皇后 982 以降<br>軍国大事聽皇后命    |
| 聖宗    |                                         |                              |                                  |                              | 韓德讓(耶律隆運)999<br>任-1011薨 |                              |
|       | 耶律宗真1021冊<br>～1031皇帝即位                  | 耶律宗真 1030任 -<br>1031皇帝即位     |                                  |                              |                         |                              |
| 1031  |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |
| 興宗    | 耶律重（宗）元<br>1032 ～ 1037 の間<br>冊 ～ 1055 ？ | 耶律重（宗）元 1038<br>任 -1043 以前？  |                                  | 耶律洪古 1043 薨<br>耶律弘古 1044 任？  |                         |                              |
|       |                                         | 耶律洪（弘）基 1043<br>任 -1055 皇帝即位 | 耶律洪（弘）基（道宗）<br>1052 任 -1055 皇帝即位 | 耶律高十（不明）                     |                         |                              |
| 1055  |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |
|       | 耶律重（宗）元<br>1055 冊～1063 誅                |                              | 耶律重（宗）元<br>1056 任～1063 誅         |                              |                         |                              |
| 道宗    | 耶律濬 1065 冊～<br>1077 死                   | 耶律濬 1075任-1077死              |                                  | 耶律仁先1065任-1072<br>薨          |                         |                              |
|       |                                         |                              |                                  | 耶律乙辛1079任1079～<br>80頃免？1083誅 |                         |                              |
|       |                                         | 耶律延禧 1091 任<br>-1101 皇帝即位    | 耶律延禧 1091 任<br>-1101 皇帝即位        |                              |                         |                              |
| 1101  |                                         |                              | 耶律和魯幹 1101 任<br>1110 薨           | 耶律阿思 1101任-？                 |                         |                              |
| 天祚    | 耶律和魯幹 1103 冊<br>～ 1110 薨                |                              |                                  |                              |                         |                              |
| 1125  |                                         |                              |                                  |                              |                         |                              |

凡例：  任用時期が明確でない事例

また、皇族の者で于越についた者と、宗室の者で兼領〔判・知〕北・南枢密院事、天下兵馬大元帥の出自、およびそれらの人物や近親者における主要な職官の歴任状況を系図にまとめたものが図9である。

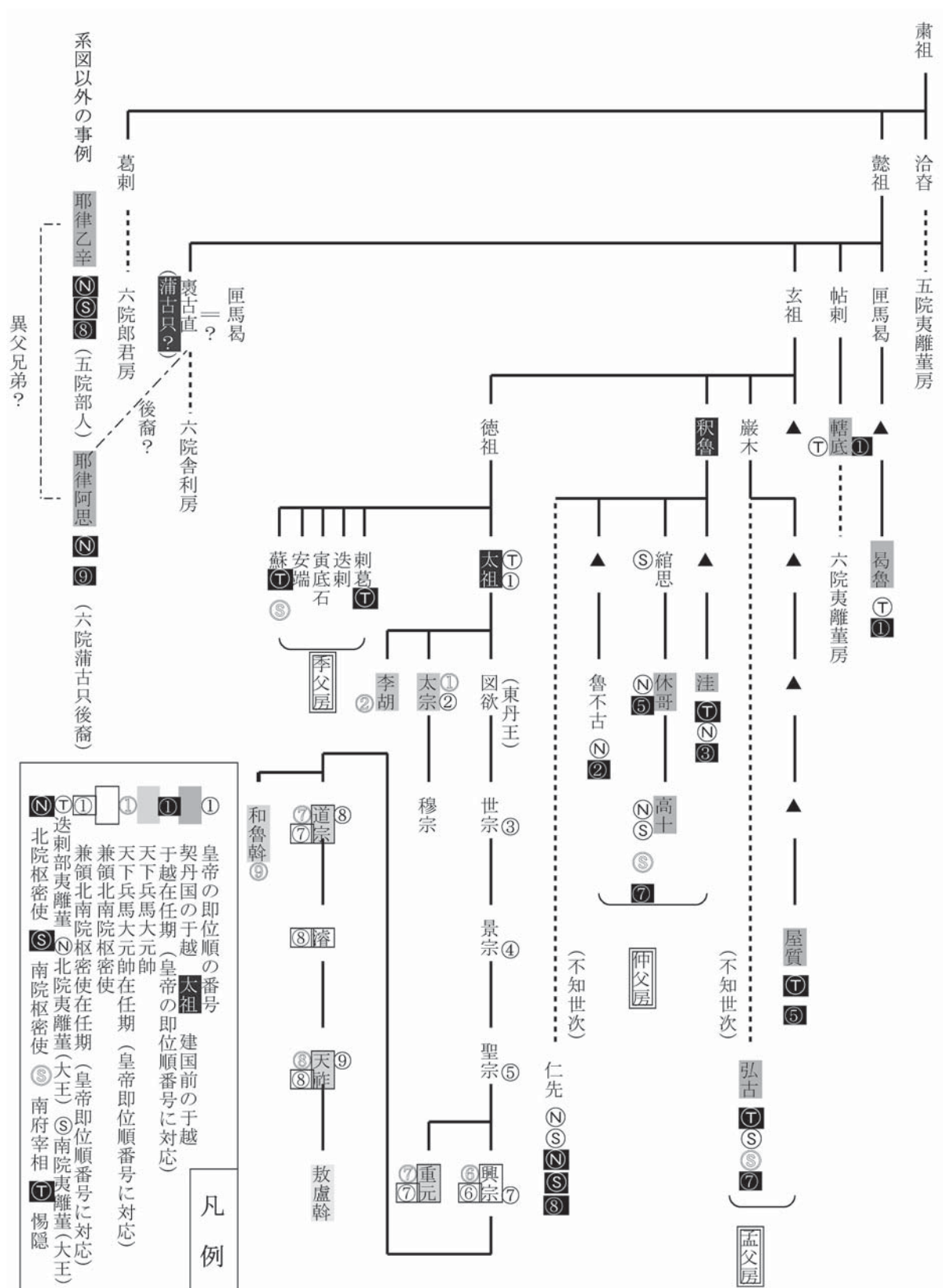


図9 于越任用者の血統

これらを概観すると、おおよそ下記のような事が指摘できるであろう。

- ① 皇位継承者の冊立は、契丹国の前期と後期に偏る傾向にある。これは、太宗崩御後、穆宗の暗殺と景宗皇帝の冊立の時期まで、契丹国の政権は極めて不安定であり、皇帝の不慮の死や宮廷闘争が頻発し、生前に皇位後継者を決定できなかったなどの事情が影響しているとみられる。天下兵馬大元帥も同様な傾向を示すが、こちらは必ずしも皇位継承者がすべて任用されている訳ではない。
- ② 天下兵馬大元帥や于越は、『遼史』百官志にも規定が見え、制度的には一定の確立をしていたと思われるのに対し、兼領〔判・知〕北・南枢密院事や大丞相、総〔摂・知・聴〕軍国事は記述が確認できず、制度の実態も不明である。このうち、于越は非常設ではありながら、契丹国の全時代を通じてほぼ任用事例が確認でき、また天下兵馬大元帥についても上記①のような事情もあってか、中頃の一時期において任用事例がみられないことがある。これに対して、大丞相や総知軍国事は、事例数が少なくいずれも前半までの時期において散見されるのみであり、一方で兼領〔判・知〕北・南枢密院事は、契丹国の後半期に事例が集中し、聖宗朝以降は概ねどの皇帝の時代においても皇位継承者を以て充てることが常態化し、ほぼ制度的には確立していったような様相が看取される。この時期に、追贈の事例を除けば、大丞相や総知軍国事などの事例が皆無であることは、兼領〔判・知〕北・南枢密院事が概ねその役割に取って代わったと見なしうるようにも思われる。
- ③ 現存する史料として情報量が多いものの、比較的疎漏も多いとされる『遼史』の記述を根拠して作成した表8に依拠するのは万全ではないかもしれないが、史料より抽出された事実より指摘する限りでは、契丹国において皇位継承者が冊立されている時期で、しかもその者が天下兵馬大元帥、または兼領〔判・知〕北・南枢密院事を兼ねている時期には、大丞相、総軍国事の実例は出現せず、また于越についても、任用時期が明確に特定できない事例などを除けば概ね出現していない。よって両者はほとんど並立した時期がない点が、現状の史料等からは見出しうる。恐らく、これらの各職官は、その職能・性質上または政権の構造上、並立することが困難であったか、困難であることが認識され、任用や運用等において何らかの抑制が働いていた可能性があるのではないかと考えられる。

以上のことを踏まえつつ、次節では于越に関するいくつかの問題を総括的に論じてみたい。

#### IV 契丹国における于越

前節までの于越や関連する問題の分析を通じて、契丹国の于越について、私見を提示したい。

##### 1. 于越の資格要件

まず、契丹国が成立して以降の于越は、『遼史』巻四十五・百官志一などにもあるように、名誉的な職官であったことはほぼ間違いのないところである。しかも、他の職官とは異なり、常時任用されてなかったことは、前段にて述べた通りである。

前掲の図9からも判るように、于越に任用された者については、基本的には血統的に傾向がみられる。具体的には、宗室を除く皇族、すなわち孟父房・仲父房や六院の各房出身者すなわち二院皇族と呼ばれる各血統から概ね輩出されている。契丹国には、「世選」なる制度が存在し、北面官に

における契丹人の任用制度として機能していたことが既に知られているが<sup>57)</sup>、于越に任用された者が特定の血統に集中していることは、当然にしてこの世選制度の影響下にあったことを示している。

ただし、于越という職官自体が、世選制度の直接の対象となっていたのかどうかは不明である。というのは、前段でみてきたように、任用者の多くは北院大王や惕隱、北院樞密使など職官の経験者である。これらの職官自体が世選制度の対象となっているから、当然にしてこれら職官の経験者ということになれば、一定の限られた血統の範囲内の人物となることは当然の帰趨ではある。

于越は、現時点で情報量が多い『遼史』の記述による限りでは、宗室を除く皇族の各血統より任用されている様相が看取されるが、前述のように『遼史』は錯誤・疎漏の多い史料として知られており、事実、耶律仁先のような契丹史上著名な人物の出自ですら、『遼史』では孟父房とするのに対して、出土した墓誌では仲父房となっていたなどの事態が存在する。こうしたことを考慮するならば、『遼史』に記載されていない于越がさらに存在している可能性を完全に排除できない点については、ここで付言しておかねばならないであろう<sup>58)</sup>。

このようにみると、于越は宗室を除く皇族で、時代によって変化はみえるものの、一定の職官の経験があることが、一応はひとつの明確な選任基準として存在していたのかもしれないが、それでもそれらの該当者のすべてが任用されている訳ではないので、その全容は必ずしも明確ではない。さらには、前掲の『遼史』巻四十五・百官志一などにおいて

大いに功德を有すること非ざる者には授けず<sup>59)</sup>。

ともあり、必ずしも客観的ではない要件が付加されていることにも注意したい。こうしたことから、于越の選任の判断は、最終的にはその時々政権の任意による任用であったと判断せざるを得ないであろう。

また、前掲の『遼史』巻四十五・百官志一において、

遼の世を終えるに、于越を以て特に重き名の者は三人なり。耶律曷魯、屋質、仁先なり。之を三于越と謂う<sup>60)</sup>。

とあり、于越として重き名であったという三于越すなわち、耶律曷魯・耶律屋質・耶律仁先について述べる。かかる者の任用時期についてみると、建国初に太祖との特別な信頼関係があり任用された曷魯を除くと、残りの屋質と仁先に関しては、重要な権限を有する職官に就任していた時期よりは後の時期に于越に任用されていることに注意したい<sup>61)</sup>。この点については、些か評価の難しいところではあるが、于越への任用とは何か非常時に際して特別な権限を持たせ、難局大事に当たらせることを想定したものではなく、むしろ過去の勲功に対する論功行賞的な意味合いがあるように見受けられる。

## 2. 于越の沿革と制度運用の様相

于越は、かつての契丹族の固有の制度の中では、国政を執る者の職官であったようである。前掲の『遼史』巻七十三・耶律曷魯伝には、即位以前の太祖のことについて、

太祖于越と為り国政を乗りて、曷魯に命じて迭剌部夷離董と為さんと欲す<sup>62)</sup>。

とみえ、また太祖の近親者とされる人物が多く于越に任じられ、またそれ故に暗殺にも遭うなどの事案があることからすると、于越とは単なる名誉的な職官ではなく、相当の政治的影響力のあった職官であったとみられる。しかも、建国直前の様相に限っていえば、引き続いて任用されていた形跡があり、非常設の職官とはいささか断じ難い。

一方、契丹国成立以降の于越は、まず非常設であることもあるが、具体的な職務権限等を有しておらず、建国以前の于越とは異なる存在であったことに留意すべきである。

その上で、『遼史』の記述をもとに、分析・整理されて抽出された事例による限りでは、皇太子などの皇位継承者をして任用している兼領〔判・知〕南北枢密使および天下兵馬大元帥と、于越は概ね在任期間に重複がみられない傾向がある。

こうした傾向は、この三者のみならず、大丞相や総〔摂・知・聴〕軍国事といった非常設の職官も含めても同様の傾向が指摘できる。結果として、皇位継承者をして任じられる兼領〔判・知〕南北枢密使、天下兵馬大元帥と于越、大丞相、総〔摂・知・聴〕軍国事などの職官は、契丹国を通じて並立した時期があまりみられない。

特に、契丹国の後半期には、兼領〔判・知〕南北枢密使や天下兵馬大元帥に、皇位継承者が任用される制度がほぼ確立した様相が見受けられるが、この時期になると契丹国の前半期にみられた大丞相や、総〔摂・知・聴〕軍国事は、死後の追贈の事例はあっても、基本的には出現しなくなる。恐らく、かかる非常設の顕貴な職官の役割は、後半期に至っては皇位継承者による兼領〔判・知〕南北枢密使や天下兵馬大元帥の職官に集約されていったのではないかとみられる。これは、ある意味では、契丹国の皇帝を頂点とした権力ヒエラルキーの構築という大きな傾向の中で、そうした方向に収斂していったのではないかとみなすことも可能ではあろう<sup>63)</sup>。

しかしながら、于越だけは非常設ながらも、滅亡直前までまで任用が継続されていたことが確かめられた。後半期において、ごく一時期ではあるが、兼領〔判・知〕南北枢密使や天下兵馬大元帥と並立した時期も確認されているが、結果として大半の于越の事例が皇位継承者による兼領〔判・知〕南北枢密使や天下兵馬大元帥の兼任時期と重ならない様相ながら、皇位継承と関係がない皇室以外の皇族が任用され続けていた点については、注目すべき点があるように考えられる。

于越が、官制の変化の激しい契丹国において、初期から末代まで存続し得たことについては、契丹国の政権が構造上において、于越の如き職官の存在が必要とされたからに他ならないであろう。たとえば、宗室以外の皇族を待遇する為にも必要であったという点であろう。また、皇帝のもとで、中央官制の上位に位置する職官が必要であり、それがあつた時期には皇位継承者やそれに近い人物が就任する南北枢密使兼領や天下兵馬大元帥により役割が遂行される時期もあれば、それらが出現していない時期には皇族の長者をして于越たらしめ、そうした役割を担わせていたからではないかと推測される。

このように、現時点で確認しうる于越任用の事実と結果をもとにした考察の結果と私見は上述の通りであるが、記して再考・批判を待ちたい。

## おわりに

以上本稿においては、契丹国の于越について研究史などを振り返りつつ各事例の分析を通じて、総合的な検討と考察を行った。于越は、建国以前から存在し、建国によりその職能等については何らかの変更はあったとみられるが、非常設ではあったものの宗室以外の皇族内で一定の職官を経験し、かつ有徳有功の人物を以て任用が継続されて末期にまで至っていた点は、大いに留意すべきである。すなわち、こうした職官が結果として契丹国を通じて存続したことは、その役割が必要とされていたことを意味していよう。特に、皇帝の近親者である宗室より全く任用された事例がないこ

と、また、時期によっては些か異なるものの、北院大王や惕隱、北院樞密使などの要職を歴任した皇族より選任されていることは、当時の宗室と、宗室以外の皇族との関係を端的に示す存在であるようにも思われる。例え非常設の職官ではあったものの、皇族内の有力者もしくは長者的立場の者をして待遇する于越とは、契丹国の政権構造上、必要不可欠な存在であったと考えてよいであろう。

このようにみると、建国以前の時期とは異なり、具体的な職能を持たない顯貴な職官へと変化した于越であっても、その存在を軽視するべきではなく、契丹国の官制や政権構造上の特質を考える上では、むしろ重要な存在と位置付けられるべきであると考ええる。

## 注

- 1) 武田和哉「契丹国（遼朝）の成立と中華文化圏の拡大」『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会 2009 刊行予定 参照。
- 2) 武田和哉「契丹国（遼朝）の北・南院樞密使制度と南北二重官制について」『立命館東洋史学』24 2001 参照。
- 3) 島田正郎「遼朝于越攷」『法律論叢』40-2・3 1966、のち『遼朝官制の研究』1978 創文社 所収、何天明『遼代政権機構史稿』内蒙古大学出版社 2004 同「遼代大于越府探討」『内蒙古大学学报（人文社会科学版）』第38巻第1期 2006。
- 4) 『遼史』卷百十六・國語解・帝紀条  
于越。貴官。無所職。其位居北南大王上。非有大功德者不授。
- 5) 『遼史』卷四十五・百官志一  
大于越府。無職掌。班百僚之上。非有大功德者不授。遼国尊官、猶南面之有三公。太祖以遙輦氏于越受禪。終遼之世、以于越得重名者三人。耶律曷魯、屋質、仁先。謂之三于越。  
大于越。
- 6) 『遼史』卷四十五・百官志一・序  
凡遼朝官、北樞密視兵部、南樞密視吏部、北南二王視戸部、夷離畢視刑部、宣徽視工部、敵烈麻都視礼部、北南府宰相總之、惕隱治宗族、林牙修文告、于越坐論議、以象公師。朝廷之上、事簡職專、此遼所以興也。
- 7) 『契丹國志』卷二十三・兵馬制度条には、  
其諸大首領太子偉王、永康、南北王、于越、麻答、五押等、大者千余騎、次者数百人、皆私甲也。
- 8) この中にみえる「永康」とは、後の世宗のことであり、麻答とは、『契丹國志』卷十七の彼の伝によれば、「太祖之從弟也」とあり、後に世宗により誅殺されたとも見えることから、太宗朝の後半期の様相を反映したものと想定される。
- 9) 『遼史』卷四・太宗本紀下・会同四年条  
特授回鶻使闕里于越。并賜旌旗弓劍衣馬。余賜有差。
- 10) 『遼史』卷十三・聖宗本紀四・統和八年条  
阿薩蘭回鶻于越達刺干各々遣使來貢。
- 11) 武田和哉「遼朝と北院大王・南院大王について」『立命館史学』10 1989 参照。
- 12) 鮮卑については、出土碑刻の研究などの進展により、北魏の内朝官の様相が知られるようになった。主な研究として、川本芳昭「北魏文成帝南巡碑について」『九州大学東洋史論叢』28 2000、町田隆吉「北魏太平真君四年拓跋燾石刻宿文をめぐって－「可寒」・「可敦」の称号を中心として－」『アジア諸民族における社会と文化－岡本敬二先生退官祈念論集』国書刊行会 1984、松下憲一「北魏石刻史料に見える内朝官－「北魏文成帝南巡碑」の分析を中心に－」『北大史学』40 2000、のち『北魏胡族体制論』北海道大学出版会 2007 所収などを参照されたい。  
柔然については、内田吟風「柔然史序説」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』、のち『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥編』東洋史研究会 1975 所収を参照。  
突厥については、護雅夫「東突厥官称考序説－突厥第一帝国に於ける可汗－」『東洋学報』37-3 954、同「東突厥官称考序説－鉄勒諸部の俟利発と俟斤－」『東洋学報』46-3 1964、いずれもものち『古代ト

ルコ民族史研究Ⅰ』山川出版社 1967 所収 を参照。

回鶻に関しては、山田信夫「九姓回鶻可汗の系譜」－漠北時代ウイグル史覚書 1－『東洋学報』33-3 1951、のち『北アジア遊牧民族史研究』東京大学出版会 1989 所収、佐口透・山田信夫・護雅夫訳注『騎馬民族史 2 正史北狄伝』平凡社東洋文庫 1972 を参照。

- 13) 『新唐書』卷百四十二上・回鶻伝上・建中二(781)年条

明年、(源休)乃行、因歸突董等四喪。突董可汗諸父也。源休至、可汗令大臣具車馬出迎、其大相頡于迦斯踞坐、責休等殺突董事。

- 14) 『舊唐書』卷十三・德宗本紀下・貞元六(794)年条

是歲、吐蕃陷我北庭都護府、節度使楊襲古奔西州。迴紇大相頡于迦斯給襲古、請合軍收復北庭。乃殺襲古。

- 15) 『舊唐書』卷十八上・武宗本紀・会昌元(841)年条、

八月、迴鶻烏介可汗遣使告難言、…〔中略〕… 烏介又令其相頡于迦斯上表、借天德城以安公主、仍乞糧儲牛羊供給。

- 16) 前掲注 12 山田論文、同「9世紀ウイグル亡命移住集団の崩壊」『史窗』42 1986、のち『北アジア遊牧民族史研究』東京大学出版会 1989 所収、護雅夫「スージー碑文の一解釈」『榎木博士還暦記念東洋史論叢』1975、のち『古代トルコ民族史研究Ⅱ』山川出版社 1992 所収 参照。

- 17) 李珍華・周長揖 編撰『漢字古今音表(修訂本)』中華書局 1999 による。

- 18) カラ＝バルガスン碑文については、森安孝夫・吉田豊・片山章雄「カラ＝バルガスン碑文」森安孝夫・オチル編『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学会 1999 所収 を参照。

本報告によると、ソグド面テキスト№9において、2箇所に「üga」と記されている。碑石の残存が悪いため詳細は不明であるが、あるいは複数の「üga」が存在した可能性も示唆している。

- 19) 『遼史』卷百十二・耶律割底伝

太祖将即位、讓割底。割底曰、皇帝聖人、由天所命。臣豈敢当。太祖命為于越。

- 20) 『遼史』卷一・太祖本紀上・神冊元年条

春正月丙辰、以迭剌部夷離董曷魯、為阿廬朶于越。

- 21) 『遼史』卷七十三・耶律曷魯伝

太祖既備礼受冊。拜曷魯為阿魯敦于越。阿魯敦者、遼言盛名。

また、『遼史』卷百十六・國語解にも同様の記事がみられる。

- 22) 『遼史』卷四・太宗本紀下・会同五年条

二月壬辰、…〔中略〕… 詔、以明王隈恩、代于越信恩為西南路招討使。

- 23) 『遼史』卷七十六・耶律魯不古伝

耶律魯不古、字信寧、太祖從姪也。…〔中略〕… 天祿中、拜于越。

- 24) 『遼史』卷七十七・耶律洼伝

耶律洼。字敵輦。…〔中略〕… 世宗即位。賜宮戸五十、拜于越。

- 25) 『遼史』卷八・景宗本紀上・保寧元年条

十一月乙巳、…〔中略〕… 北院大王屋質、加于越。

- 26) 『遼史』卷七十七・耶律屋質伝

応暦五年、為北院大王、総山西事。保寧初、…〔中略〕… 以功加于越。

- 27) 『遼史』卷九・景宗本紀下・乾享二年条

十二月庚午朔、休哥拜于越。

- 28) 『遼史』卷十・聖宗本紀一・統和元年条

春正月 …〔中略〕… 丙子、以于越休哥、為南京留守。仍賜南面行營總管印綬、総辺事。

- 29) 『遼史』卷七十一・后妃伝・景宗睿知皇后条

景宗崩。…〔中略〕… 委于越休哥以南辺事。

- 30) 『遼史』卷十・聖宗本紀一・統和元年条

五月癸亥、以于越休哥在南院過用吏人、詔南大王、毋相循襲。

- 31) 『遼史』卷十・聖宗本紀一・統和元年条

冬十月、…〔中略〕… 乙未、以燕京留守于越休哥言、毎歳諸節度使貢獻、如契丹官例。止進鞍馬、從之。

- 32) 『遼史』 卷十一・聖宗本紀二・統和四年条

六月…〔中略〕… 丙寅、以太尉王八所俘生口、分賜趙妃及于越迪輦乙里婉。

- 33) 『遼史』 卷十二・聖宗本紀三・統和六年条

六月…〔中略〕… 乙酉、夷離堇阿魯勃送沙州節度使曹恭順還、授于越。

- 34) 『遼史』 卷十二・聖宗本紀三・統和七年条

三月…〔中略〕… 戊子、賜于越宋國王紅珠筋線。命入内神帳、行再生礼。皇太后賜物甚厚。

- 35) 『遼史』 卷十九・興宗本紀二・重熙十二年条

八月…〔中略〕… 庚申、于越耶律洪古薨。

- 36) 『遼史』 卷九十五・耶律弘古伝

(重熙)十三年、加于越。

- 37) 『遼史』 卷八十三・耶律休哥伝

二子。…〔中略〕… 高十。終于越。

- 38) 『遼史』 卷六十六・皇族表

于越高十。

- 39) 『遼史』 卷九十六・耶律仁先伝

咸雍元年。加于越。改封遼王。與耶律乙辛共知北院樞密事。

- 40) 『遼史』 卷二十四・道宗本紀四・大康五年条

以北院樞密使魏王耶律乙辛知南院大王事、加于越。

- 41) 『遼史』 卷二十七・天祚本紀一・乾統元年条

三月…〔中略〕… 壬辰、北院樞密使耶律阿思、加于越。

- 42) 『遼史』 卷九十六・耶律阿思伝

道宗崩、受顧命、加于越。

- 43) 劉鳳翥「契丹語“迺邇免”和“乙林免”」『瀋陽師範学院学報（哲学社会科学版）』1980年第1期 1980

- 44) 田村實造・小林行雄『慶陵』I 京都大学文学部 1952 参照。

- 45) 耶律仁先墓誌（漢文）の拓影と録文については、王綿厚編・片山智士監修『遼寧省博物館藏墓誌精粹』中教出版 2000 を参照。

- 46) 『遼史』 卷二十三・道宗本紀三・大康三年条

詔、北院樞密使魏王耶律乙辛同母大奴同母弟阿思、世預北南樞密之選。其異母諸弟世預夷離堇之選。

- 47) 耶律乙辛については、『遼史』 卷百十の彼の伝によると、道宗の寵遇を得て、最高官たる北院樞密使にまで上り詰めた人物であることを記すが、確かに幼少期は貧困な境遇であったとしても、それが出自的に全く平民階層であったことを示すのかどうかは判らない。また、彼の経歴によると、「重熙中為文班吏」と見えるので、この職に任用される対象となる世選の血統の範囲の中に生まれていた可能性は十分にある。

また島田正郎が、前掲注 46 に挙げる『遼史』 卷二十三・道宗本紀三・大康三年条の記述をもとに、ここにある耶律阿思を後の于越である耶律阿思と見なすことについては、その可能性を完全に否定する材料がある訳ではないが、同卷九十六・耶律阿思伝の中に

道宗崩、受顧命、加于越。録乙辛党人、罪重者当籍其家、阿思受賂、多所寬貫。

と見えるところからすれば、阿思はむしろこれらの集団を取り締まる立場に居たことが察せられる。ただし、その処置の内容は賄賂を受けて乙辛の党派にとっては有利なものとなっていたようであるが、たとえそうであっても、乙辛の党派に所属していた立場とは異なっているようにも見受けられる。よって、耶律乙辛の同母弟の阿思と、この于越となる耶律阿思とが同一人物である可能性は低いのではないかとと思われる。

- 48) 『遼史』 卷二十三・道宗本紀三では、清寧九（1063）年に耶律仁先が北院樞密使に任用されて以降、大康二（1076）年に北院樞密使の耶律乙辛が中京留守とされた記事まで、ほとんど耶律仁先の動向を伝え

ておらず、于越任用の事実も本紀ではみられず、彼の伝に見えるのみである。よって、仁先が于越と北院枢密使を兼務していたかどうかは必ずしも明確ではない。ただし、『遼史』卷九十六の彼の伝において、  
咸雍元年、加于越、改封遼王。與耶律乙辛共知北院枢密事。

とみえる曖昧な表現を、そのまま肯定的に解釈するのなら、兼務していた可能性はあろう。

なお、耶律仁先墓誌には、表題に「大遼国尚父于越宋王墓誌銘」とあるものの、于越任用時の経緯などを詳細に伝えないが、その子息である耶律慶嗣墓誌には、

時清寧九載也。是歲、宗元及子涅里骨□叛犯蹕。詔公與今漆水郡王知枢密院事耶律祺。具甲冑兵仗、左右翼衛。及逆党討平、加尽忠平乱功臣、受左班郎君穩、尋知殿前点檢司事、與烈考尚父于越、同日拜命。…〔中略〕… 朝廷議以懷德軍節度授之。会于越鎮守燕京。公志求覲養。遂移領易州。咸雍三載、韃靼擾遼。時尚父于越為西北路招討。

ともみえ、『遼史』の記事内容と併せると、耶律仁先が北院枢密使と于越を兼ねていたのではないかと察せられるが、明確にそれを記しているとは言い難い。なお、耶律慶嗣墓誌については、前掲注 45 王綿厚編書 参照。

49) 前掲注 3 武田論文参照。

50) 『遼史』卷四十六・北面軍官条

天下兵馬大元帥府。太子、親王統軍政。

天下兵馬大元帥。

副元帥。

51) 『遼史』卷一・太祖本紀上・序

明年（903）年…〔中略〕… 遂拜太祖于越總知軍国事。

52) 『遼史』卷百十二・耶律割底伝には、

（割底）自立為夷離堇、與于越耶律积魯同知国政。

とあり、当時迭剌部夷離堇となった割底と于越の积魯が国政を共同担当していたことを記す。

また、前掲掲の『遼史』卷一・太祖本紀上・序文に、

遂拜太祖于越、總知軍国事。

とあって、于越の立場で軍国の大事を総括したことが判る。

さらには、同じく前掲の『遼史』卷四十五・百官志一に、

大于越府。…〔中略〕… 太祖以遙輦氏于越受禪。

とあることからすれば、太祖は契丹国成立以前の政権体である遙輦氏政権において于越であったことを名目として禪譲を受け皇帝に即位したと説明するくだりがある。

こうした表現が事実在即しているかどうかは、今後建国前後の政治状況の問題とともに考察・検討していくべき課題であるが、以上のことからうかがい知ることができる建国以前の于越と、契丹国成立以降の于越とでは、その様相には大きな差があることは事実である。

53) 『遼史』卷七十八・蕭海瓌伝

上以近戚、嘉其勤篤、命預北府宰相之選。頃之、總知軍国事。

54) 『遼史』卷四十五・百官志一・北・南宰相府条

北宰相府。掌佐理軍国之大政。…〔中略〕…

北府右宰相。

北府左宰相。

總知軍国事。

知国事。

南宰相府。軍国の大政を佐理するを掌る。…〔中略〕…

南府右宰相。

南府左宰相。

總知軍国事。

知国事。

55) 契丹国の宰相については、島田正郎「遼朝宰相攷」『法律論叢』のち『遼朝官制の研究』1978 創文社

所収、武田和哉「契丹国（遼朝）の宰相制度と南北二重（元）官制」（近刊予定）を参照。なお、島田は蕭海瓊の事例については、「彼（蕭海瓊）が北府宰相となった後に、総知軍国事になったとあるのは、百官志の后者を北宰相府の第三級官とする点からすれば、甚だ不自然であるを免れない。もちろん「命預北府宰相選」を世官の家に加えただけととって、実際には第三級官たる総知軍国事に任じられるにとどまったと、解し得ないわけでもないが、そのように解するのにはやはり不自然さを伴うといわざるを得ぬ。」と論じているが、理解できない。島田は、「蕭海瓊が北府宰相となった後に、総知軍国事になったとあるのは」と述べるが、これは当該史料（前掲注 53 参照）の解釈としては、彼が北府宰相となったとは解釈できないのであって、島田が不自然であるとした「命預北府宰相選」を世官の家に加えただけととって、実際には第三級官たる総知軍国事に任じられるにとどまった」と理解することこそがまさに妥当であると考ええる。

56) 『遼史』卷七十七・耶律屋質伝

乱既平、穆宗即位、謂屋質曰、朕之性命、実出卿手。命知国事。

57) 世選制については、島田正郎「遼の北面中央官制の特色」『法制史研究』12 1962、のち『遼朝官制の研究』創文社 1978 所収 において詳論されているので、参照されたい。

58) 即実「《森訥墓誌》釈読」『迷林問徑－契丹小字釈読新程－』遼寧民族出版社 1996 によれば、『森訥墓誌』すなわち「許王墓誌」（契丹小字文・1975 年発見）の内容を分析する限りでは、その内容は『遼史』卷九十七に伝のある耶律斡特剌（季父房出身）の事績とほぼ一致するとし、この人物の墓誌ではないかと指摘する。また、この墓誌には「于越」に対応するとされる契丹小字表記が頻繁に現れ、即実の解釈によれば、耶律斡特剌が于越であったとする。「許王墓誌」は、二面からなる契丹小字文墓誌であるが、碑石の遺存状況は完全ではなく、その解釈には多くの課題が残されているものの、即実が指摘するように、この耶律斡特剌が于越であった可能性を排除することはできない。彼の伝によれば、太祖弟の許国王・寅底石の六世孫で、四十一歳にしてはじめて出仕し、本班郎君・宿直官・左右護衛太保・燕王傳・左夷離畢を歴任し、大安四（1088）に北院樞密副使となり、そのあと知北院樞密使事を経て、折からの阻卜の酋長・磨古斯の叛乱鎮圧の功績により西北路招討使・漆水郡王となり、さらに南府宰相を拝したと見える。この後も阻卜との戦役に活躍し、再度西北路招討使となり、乾統初には致仕を請うも南院樞密使・混同郡王となり、最終的には北院樞密使にまで上り詰めた人物であったという。『遼史』では彼の于越任用の事実は一切出てこないが、彼の経歴からすれば、于越に任用されたとすれば乾統年間以降の可能性が高く、本論で整理した『遼史』に見える事例のうち、最後の事例である耶律阿思の後に任用された可能性がある。経歴的には、本稿第Ⅱ節末に提示した分類 c に相当しており、また本稿の各分析に基づき考察した結果と相反する内容の事例とはならない。

59) 『遼史』卷四十五・百官志一、同卷百十六・國語解

非有大功德者不授。

60) 『遼史』卷四十五・百官志一

終遼之世、以于越得重名者三人。耶律曷魯、屋質、仁先。謂之三于越。

61) 耶律屋質は、太宗朝から穆宗朝にかけて、多くの政情混乱の際に善くそれらを解決を主導してきた人物ではあったが、実際に于越として任用されるのは穆宗の次代の景宗朝のことである。また、耶律仁先についても、特に功績が大と評価されるのは、興宗朝における西夏征伐や道宗朝の耶律重元の叛乱の收拾などであって、于越に任用されるのはそれらの後である。

62) 『遼史』卷七十三・耶律曷魯伝

太祖為于越秉国政、欲命曷魯為迭剌部夷離董。

63) 契丹国の官制は、明らかに時代の経過とともに整備が進み、漢人などの登用も制度的に確立していった傾向が看取される。国家の政治体制としては、中華帝国のような在り方を意識していた方向性を感じざるを得ない。これには澶淵の盟約以降、ライバルであり共存関係となった宋朝との国際関係なども大きく影響しているように思われる。科举制度を基盤に高度な官僚制を整備し、結果として皇帝独裁とよばれる政治体制を構築した宋朝とは、毎年使節を交換する関係となっていた契丹国としては、当然にして中華帝国にふさわしい体裁を整えることは大きな課題であった。皇太子による南北樞密使の兼領などといった制度も、そのような歴史的動向の中で創設され定着していったと見なしうるのではないかと

考える。

[付記]

- ① 文中における研究者氏名については、敬称を省略させて頂きました。
- ② 本稿をまとめるにあたり、下記の方々より有益なるご教示とご協力を頂きました。記して謝意を表します。  
 森安孝夫〔大阪大学大学院文学研究科教授〕      鈴木宏節〔日本学術振興会・関西大学非常勤講師〕  
 赤木崇敏〔羽衣国際大学非常勤講師〕      斉藤茂雄〔大阪大学大学院文学研究科院生〕  
 武内康則〔京都大学大学院文学研究科院生〕
- ③ 松本英紀先生には、学部・大学院在学中にひとかたならぬご指導を賜りました。特に学部二回生の時に受講した「東洋史基礎演習」においては、東洋史学の基礎的研究方法について、懇切なご指導を賜った記憶が、つい先日の出来事のように思い出されます。末尾ながら、ここに記して感謝を申し上げますとともに、今後のご健康とさらなるご活躍を祈念致しております。

(奈良市教育委員会奈良市埋蔵文化財調査センター技術職員・  
東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員)